

1. 確認項目の質についての考え方

確認項目に該当したものに係る指導の必要性について、以下の異なる2つの観点から検討する（別表参照）。

観点1： 政治資金の収支の状況に対する国民の判断に資する情報提供がなされているか、また、その情報提供が一定の形式に従ってなされているかを考慮する。

考え方

- 政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保することを目的としており、その目的を達成するため、政治団体等の政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるよう、政治資金の収支を公開し、その収支の状況に対する判断は国民に委ねる仕組みとなっている。
- 今般個別の登録政治資金監査人に指導を行うに当たって、上記法の趣旨及び収支報告の適正の確保と透明性の向上のために当委員会が設立されたことに鑑み、政治資金の収支の状況に対する国民の判断に資する情報提供がなされているかを考慮することが適当と考えられる。
- また、政治資金規正法施行規則及び政治資金監査に関する具体的な指針により、政治資金監査報告書の様式及び記載例が定められていること、登録政治資金監査人によって政治資金監査報告書の内容に差が生じると責任論にもつながりかねないことから、統一的な形式により情報提供を行うのが適当と考えられる。

観点2： 政治資金監査の適確な実施を反映した政治資金監査報告書となっているかを考慮する。

考え方

- 政治資金監査は、政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭するため、外部性を有する第三者である職業的専門家が、その知識と経験を生かして国会議員関係政治団体の全ての支出をチェックすることで、より収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものとして導入された制度である。
- そのため、政治資金監査に対する信頼は国民の政治に対する信頼につながるものであり、当委員会としては、それらの信頼が損なわれることのないよう、政治資金監査報告書が政治資金監査の適確な実施を反映したものとなっているかを考慮し、指導を行うことが適当と考えられる。
- なお、政治資金規正法においては、政治資金監査報告書の虚偽記載について罰則が定められており、例えば、政治資金監査を行っていないにも関わらず、政治資金監査報告書を作成した場合等に適用される。罰則が適用される事例が実際に生じ、本制度への信頼が損なわれることのないよう、当委員会としても指導が必要と考えられる。

2. 指導のパターン

(指導方法等を分ける場合)

- 指導の必要性が高いもの→文書による指導
- 指導の必要性が低いもの→以下のいずれによるか。
 - ・文書による指導（指導の必要性が高いものに対する文書と異なる文面）
 - ・口頭による指導
 - ・指導なし

(指導方法等を分けない場合)

国民に対する情報提供という観点及び政治資金監査の適確な実施を反映した政治資金監査報告書となっているかという観点を考慮すると、いずれの確認項目に該当した場合に指導を行う必要性が高いかは一概に言えず、いずれの確認項目に該当した場合でも、全て同様の内容の文書で指導を行うとする方が適当か。

(別表) 指導の必要性について

確認項目	観点1「情報提供」		観点2「政治資金監査の適確な実施を反映しているか」			
①日付 ②団体名 ③代表者氏名 ④自署押印 ⑤登録番号 ⑥研修修了年月日	<p>国民への情報提供の観点からは、政治資金監査報告書は統一的な形式によることが適当であると考えられ、①～⑨いずれの確認項目に該当した場合でも、指導の必要性が高いと考えられる</p>		<p>基礎的情報（時・主体・対象）のため適確な実施の反映に係るものとも考えられるが、形式的記載のため適確な実施の反映に係るものではないとも考えられ、指導の必要性については高低どちらとも考えられる</p> <p>政治資金監査を行う基本的要件のため適確な実施の反映に係るものとも考えられるが、形式的記載のため適確な実施の反映に係るものではないとも考えられ、指導の必要性については高低どちらとも考えられる</p>			
⑦省令様式					1 監査の概要の欠落	
			2 監査の結果の欠落		2 監査の結果の欠落	政治資金監査で確認した事実を記載する部分であり、政治資金監査報告書の主要部分であることから、欠落があれば適確な実施の反映に係るものとして、指導の必要性が高いと考えられる
			3 業務制限の欠落		3 業務制限の欠落	政治資金監査を行う基本的要件のため、欠落があれば適確な実施の反映に係るものとも考えられるが、形式的記載のため適確な実施の反映に係るものではないとも考えられ、指導の必要性については高低どちらとも考えられる
			項目の過多		項目の過多	他事記載が存在しても、省令で示されている項目が全て存在するなら適確な実施の観点からは十分であり、指導の必要性は低いと考えられる
			A 4用紙		A 4用紙	形式的で、適確な実施の反映に係るものではなく、指導の必要性は低いと考えられる
⑧監査の概要			項目の欠落		項目の欠落	(1)～(3)はほぼ定型的部分であり、適確な実施の反映に係るものではなく、指導の必要性は低いと考えられる (4)は政治資金監査の基本的部分（実施場所）であり、欠落があれば適確な実施の反映に係るものとして、指導の必要性が高いと考えられる
	項目の過多		項目の過多	他事記載が存在しても、記載例で示されている項目が全て存在するなら適確な実施の観点からは十分であり、指導の必要性は低いと考えられる		
⑨監査の結果	項目の欠落		項目の欠落	政治資金監査で確認した事実を記載する部分であり、政治資金監査報告書の主要部分であることから、記載例で示されている項目に欠落があれば適確な実施の反映に係るものとして、指導の必要性が高いと考えられる ※(4)については、徴難明細書等が存在しない場合、形式的記載となるため適確な実施の反映に係るものではなく、指導の必要性は低いと考えられる		
	項目の過多		項目の過多	他事記載が存在しても、記載例で示されている項目が全て存在するなら適確な実施の観点からは十分であり、指導の必要性は低いと考えられる		
⑩検算	<p>国民への情報提供の観点から、表計に誤りがない収支報告書の公開が求められており、指導の必要性が高いと考えられる</p>		<p>表計に誤りがないことは正しい収支報告書の前提であり、誤りがあれば適確な実施の反映に係るものとして、指導の必要性が高いと考えられる</p>			

